

平成30年3月26日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第 9 号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

議第 10 号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案

議題 11 号 草津市学校運営協議会規則案



議第9号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（分科会等）

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第4に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

別表第1中「(第2条・第9条関係)」を「(第2条・第10条関係)」に改め、草津市文化振興審議会の項の次に次のように加える。

草津市歴史文化基本構 想策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) その他教育委員会が必要と認める者	草津市教育委員会事務局 文化財保護課
----------------------	---	-----------------------

別表第2 草津市立学校いじめ問題調査委員会の項の次に次のように加える。

草津市歴史文化基本構 想策定委員会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで
----------------------	----------------------------

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第9条関係）

附属機関の名称	分科会等	担当事務
草津市文化振興審議会	重点プロジェクト検討部会	(1) 草津市文化振興計画に定める重点プロジェクトについての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。
	施策評価部会	(1) 草津市文化振興計画に定める文化事業の評価についての調査審議に関する事務 (2) 草津市文化振興計画の成果指標についての調査審議に関する事務 (3) その他教育委員会が必要と認めること。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）

改正前（現行）

第1条～第8条（略）

第1条～第8条（略）

（分科会等）

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第4に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

第9条（略）

第10条（略）

第10条（略）

第11条（略）

別表第1（第2条・第10条関係）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課
草津市歴史文化基本構想策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 文化財保護課
草津市歴史資料収集審査会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要	教育委員会事務局 文化財保護課

附属機関の名称	委員資格者	所属
（略）	（略）	（略）
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課
草津市歴史資料収集審査会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 文化財保護課

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

と認める者

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
草津市歴史文化基本構想策定委員会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで
草津市歴史資料収集審査会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで

別表第3 (略)

別表第4 (第9条関係)

附属機関の名称	分科会等	担当事務
草津市文化振興審議会	重点プロジェクト検討部会	(1) 草津市文化振興計画に定める重点プロジェクトについての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。
	施策評価部会	(1) 草津市文化振興計画に定める文化事業の評価についての調査審議に関する事務 (2) 草津市文化振興計画の成果指標

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
草津市歴史資料収集審査会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで

別表第3 (略)

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

新旧対照表

		<p>についての調査審議に関する事務</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認めること。</p>	
<p>付 則</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>			



議第10号

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則

草津市立教育研究所規則(昭和55年草津市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1年」を「2年」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後（案）	改正前（現行）
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3～1.1（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 委員の任期は<u>1年</u>とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3～1.1（略）</p> <p>第8条（略）</p>



議第11号

草津市学校運営協議会規則案

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）および校長の権限と責任の下、学校の運営および当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することにより、学校、保護者および地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する小学校および中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小学校および当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校（当該協議会が、その運営および当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）を決定し、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、それぞれの協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 学校の運営への必要な支援に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会または対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前条第1項において承認された基本的な方針を実現するために必要な場合には、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、滋賀県教育委員会に対して意見を述べるすることができる。ただし、個々の職員の任用に関する事項についてはこの限りではない。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度、対象学校の運営状況等について評価を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(委員の委嘱または任命)

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

(守秘義務等)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、協議会の委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会および対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 協議会の委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会の委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(任期)

第8条 協議会の委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または当該任命のあった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第9条 協議会にそれぞれ会長および副会長を置き、当該協議会に属する委員の互選により選任する。

2 会長は、当該協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第10条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。

2 協議会は、協議会の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

4 会長は、会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、協議会の会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(企画委員会)

第12条 対象学校の校長は、第3条第1項で承認された基本的な方針を踏まえた学校の運営に必要な場合には、当該校長の所属する学校において、企画委員会を開催することができる。

2 企画委員会の構成員は、校長が委任する。

(研修)

第13条 教育委員会は、協議会の委員に対して、運営上必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、それぞれの協議会の運営状況を把握するとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行う等の協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(委員の解嘱または解任)

第15条 教育委員会は、協議会の委員から辞任の申出があった場合のほか、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解嘱または解任することができる。

(1) 第7条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解嘱または解任に相当する事由が認められるとき。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月26日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 「草津中央おひさまこども園」の開園等について
- (2) 草津市社会教育委員会議提案「体系的な生涯学習システムの構築」について
- (3) 草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置要綱を廃止する要綱について
- (4) 草津市文化振興計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について
- (5) 草津市いじめ防止基本方針（案）に関するパブリックコメントの実施結果について
- (6) インフルエンザの流行による幼・小・中学校（園）の臨時休業の状況について
- (7) 寄付の受け入れについて

「草津中央おひさまこども園」の開園等について

【幼保一体化の取り組みについて】

本市では、平成27年3月に策定した「草津市幼保一体化推進計画」に基づき、就学前の教育・保育の質の確保、待機児童の解消、3歳児幼児教育の推進、地域における子育て支援の充実を目的に、公立保育所・幼稚園の認定こども園への移行を進めており、平成28年度には、本市で初めての公立認定こども園のモデル園として、「矢橋ふたばこども園」と「笠縫東こども園」を開園しました。

幼保一体化の推進にあたっては、平成26年度に策定した「草津市乳幼児教育・保育カリキュラム」に基づき保育実践を行うとともに、平成28年2月に「草津市就学前教育・保育カリキュラム」、平成29年3月に「草津市接続期カリキュラム」をそれぞれ策定し、それらの実践に向けて、保育所、幼稚園、認定こども園において、保育、教育内容の共通理解を図りながら、カリキュラムの実施検証を進めています。

このたび、施工不良の是正対応のため開園を延期していた、現草津保育所と現中央幼稚園の統合によるモデル園である「草津中央おひさまこども園」を平成30年4月に開園することとなりました。開園に向けては、職員によるワーキング部会において、こども園での運営項目の整理や先に開園したモデル園での実施検証を行うとともに、園舎の改修工事や園章、園歌の決定等の準備を進めてきました。

【定員】

認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
教育認定				20人	25人	25人	200人
保育認定	11人	16人	22人	25人	28人	28人	

【開園式の概要（予定）】

○開催日時

平成30年4月10日(火) 9時00分

○出席予定者

議会、行政、教育委員会、地元関係団体、保護者役員、在園児

○次第

- ・開式
- ・園長挨拶
- ・市長挨拶、来賓祝辞
- ・園章、園歌披露
- ・記念行事
- ・閉式

【園章・園歌の決定】

平成28年度に、草津中央おひさまこども園（草津三丁目）の園章と園歌（歌詞）を一般から募集し、選定した後、園歌の作曲作業を行っていただいたものです。

○園章 別紙のとおり

デザイン ^{くどう かずひさ} 工藤 和久 氏（青森県）

○園歌 別紙のとおり

作 詞 ^{あさくら おさむ} 朝倉 修 氏（北海道）

作 曲 ^{いとう やすひで} 伊藤 康英 氏（株式会社イトーミュージック代表取締役）

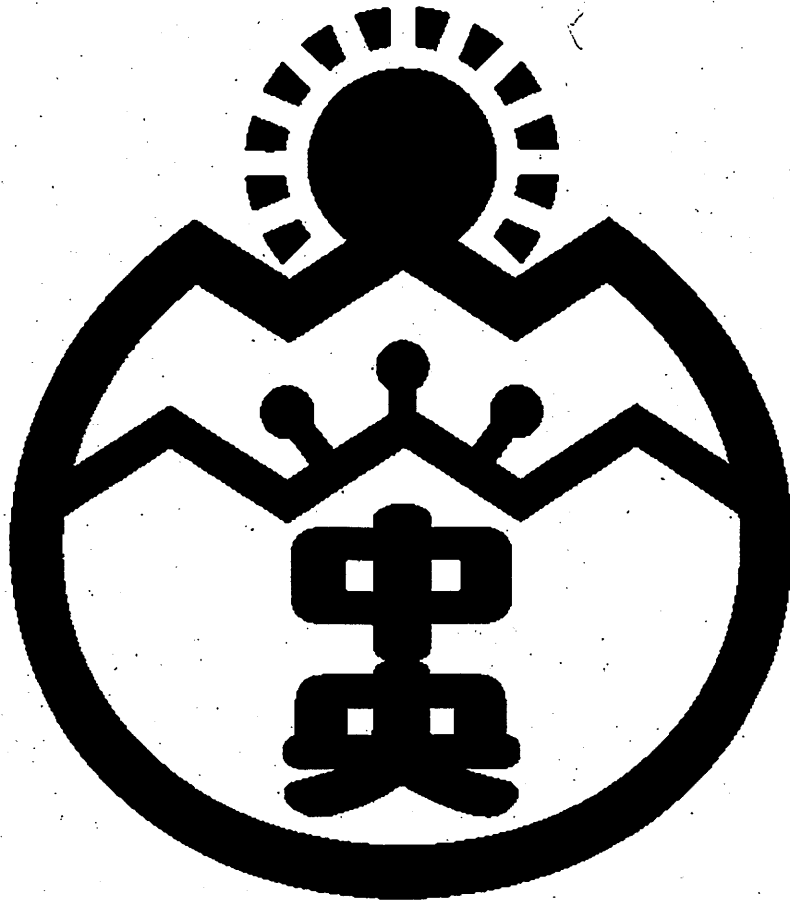
《参考》園章と園歌（歌詞）の募集概要

募集期間 平成28年9月1日（木）～平成28年10月31日（月）

募集結果 園章 81点、園歌（歌詞）50点

選 定 草津市立認定こども園園名等選定委員会（委員長：青木 美智子 京都橘大学人間発達学部准教授）において選定

草津中央おひさまこども園 園章



(デザイン 工藤 和久)

<園章趣旨>

「おひさま」と「チューリップ」と「中央」の文字を基調に未来に輝き花咲く草津中央おひさまこども園を象徴的に表現しました。伝統的で、シンプルで、親しみやすく、多くの人々に長く愛されるデザインです。

草津中央おひさまこども園 園歌

作詞 朝倉 修

作曲 伊藤 康英

1 ひえいのみねに くもながれ

元気なあいさつ 風かぜにのる

光ひかりがいつぱい ゆめいつぱい

みんなキラキラ かがやいて

草津中央 おひさまこども園

2 びわこのみずが すみわたり

お花はなもことりも よびかける

仲良なかよしいっぱい 声こゑいつぱい

みんなニコニコ ほほえんで

草津中央 おひさまこども園

3 きよいながれの くさつがわ

心こゝろをすなおに うつしだす

未来みらいがいつぱい 歌うたいつぱい

みんなポカポカ あたたかく

草津中央 おひさまこども園

園歌趣旨

比叡山、琵琶湖、草津川
など、草津中央おひさま
こども園の豊かな環境を
題材に、草津中央おひさ
まこども園の子どもたち
が楽しく集まり、元気に
遊び、心豊かに、未来へ
向かい育ってほしいとい
う思いを込めました。

伊藤康英氏プロフィール（草津中央おひさまこども園 園歌作者）

作曲家。代表作として知られる交響詩「ぐるりよざ」は、吹奏楽の世界的レパートリーとなっている。オペラ「ミスター・シンデレラ」は、2001年の初演以来、たびたび再演を重ね、「オペラというジャンルを知悉した」と評された。さらに、ピアノ連弾曲集「ぐるぐるピアノ」シリーズは、「ピアノの新しい楽しさを伝える楽譜」として話題を呼ぶ。その他、多くの作品を発表し続けている。

一方、指揮活動として、東京佼成ウインドオーケストラなど多くの吹奏楽団を指揮、現在では特にアジア諸国での指揮、指導を行う。ピアニストとしても、特に声楽の伴奏者として多くの歌手をサポートする。教育の分野でも高校の音楽教科書の執筆を行うなど、幅広い活動を繰り広げる。

東京藝術大学作曲科、同大学院修了ののち、同大学非常勤講師を長らく務め、現在、洗足学園音楽大学教授、尚美ディプロマコース非常勤講師。くらしき作陽大学非常勤講師としてオペラのコレペティ（コレペティートルの略。歌劇場などでオペラ歌手やバレエダンサーに音楽稽古をつけるピアニストのこと。）を務めたこともある。

日本音楽コンクール作曲部門入賞、静岡県音楽コンクール・ピアノ部門優勝、日本管打・吹奏楽学会アカデミー賞を二度受賞。奏楽堂日本歌曲コンクール優秀共演者賞。静岡県浜松市出身。浜松ゆかりの芸術家顕彰、浜松市やらまいか大使。「浜松市歌」（林望作詩）、「伊達市歌」（和合亮一作詩／福島県）作曲者。

イトーミュージックや音楽之友社はじめ国内外の出版社で作品が出版され、ウェブサイトwww.itomusic.comにて、作品の視聴などができる。

なお、伊藤は、滋賀県在住の詩人・野呂昶氏の詩による声楽曲を多数作曲、栗東芸術文化会館さきらや、琵琶湖ホール、草津クレアホール、草津アマカホールなど、滋賀県内のコンサートホールへの出演も多く、滋賀県や草津市に馴染みが深い。

草津中央おひさまこども園 園歌 作曲者コメント

「くさつちゅうおう おひさまこどもえん の うた」によせて

ともだちといっしょに、うたってください。

せんせいといっしょに、うたってください。

おうちにかえってからも、うたってみてください。

ひとりのときにも、うたってみてください。

うれしいときに、うたってください。

たのしいときにも、うたってください。

けんかをしたときにも、うたってみてください。

さみしいときにも、うたってみてください。

やまも、くもも、かぜも、ひかりも、ゆめも、みんなともだちです。

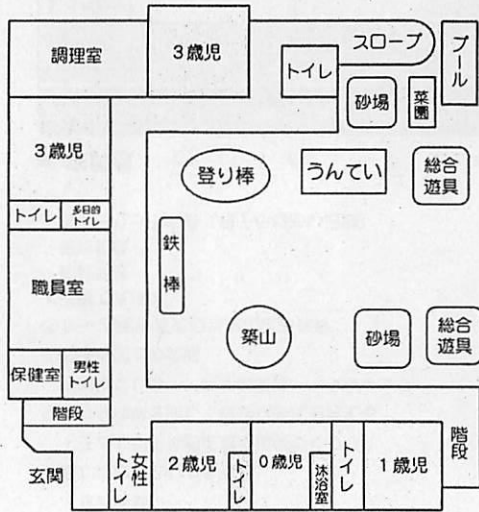
たくさんうたって、たくさんのもだちとであえますように。

このうたを、みんなにプレゼントできて、とてもうれしいです。

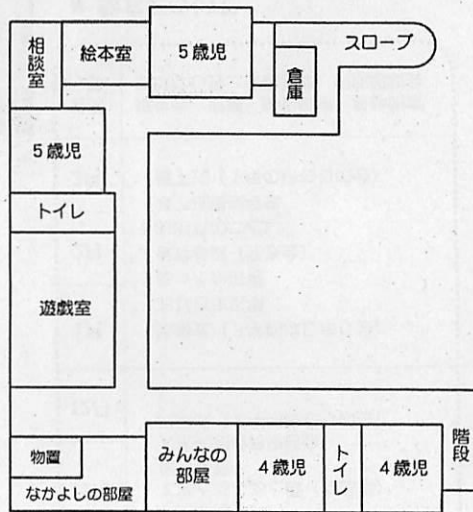
伊藤 康英

■ 子どもが育つ環境図

< 1階 >



< 2階 >



幼保連携型認定こども園

草津市立草津中央おひさまこども園

要 覧



草津市立草津中央おひさまこども園は、質の高い就学前の教育・保育を一体的に提供するために、中央幼稚園と草津保育所を統合し、平成30年4月に幼保連携型認定こども園として開園しました。おとなとの愛着関係をベースに一人ひとりが人として尊重され、豊かな遊びと体験を通して仲間と共に育ちあえる子どもの育成をめざしています。

■ 園歌

園歌の歌詞は公募により決定しました
 (園歌の趣旨)
 比較山、琵琶湖、草津川など、草津中央おひさまこども園の豊かな環境を題材に、「おひさまのイメージ」「キラキラ」「ニコニコ」「ボカボカ」を、1・2・3番それぞれテーマとして、草津中央おひさまこども園の子どもたちが楽しく集まり、元気に遊び、心豊かに、未来へ向かい育つてほしいという思いを込めました。

草津中央おひさまこども園 園歌

作詞 朝倉 修
作曲 伊藤 康英

一 ひえいのみねに くもながれ
元気なあいさつ 風のにのる
光がいっぱい ゆめいっぱい
みんなキラキラ かがやいて
草津中央 おひさまこども園

二 びわこのみずが すみわたり
お花もこりも よびかける
仲良しいっぱい 声いっぱい
みんなニコニコ ほほえんで
草津中央 おひさまこども園

三 きよいながれの くさつがわ
心をすなおに うつしだす
未来がいっぱい 歌いっぱい
みんなボカボカ あたたく
草津中央 おひさまこども園

平成30年4月1日作成

園章は公募により決定しました

<園章の趣旨>

「おひさま」と「チューリップ」と「中央」の文字を基調に未来に輝き花咲く草津中央おひさまこども園を象徴的に表現しました。伝統的で、シンプルで、親しみやすく、多くの人々に長く愛されるデザインです。



- 住所
〒525-0034
草津市草津三丁目13番10号
- 電話番号：077-562-7180
- ファクス：077-562-7180
- Eメール：ko-ohisama@city.kusatsu.lg.jp
- 最寄り駅
JR草津駅より徒歩15分

■ 教育・保育方針

「一人ひとりの命を輝かせ、つなぎ合う心を育み、
未来を拓くための芽生えを培う」

めざす子ども

- ◇いのちを大切に、いきいき遊ぶ子ども → 輝く命
- ◇思いや考えを伝え合い、仲間とつながる子ども → つなぎ合う心
- ◇こころもからだもしなやかで、たくましい子ども → 拓く未来

めざすこども園

- 子どもたちの
- く じけない ころ
 - さ わやかな ころ
 - つ ながりあう ころ
- を育み
- 「ちゅうりっぷの歌のように 一人ひとりが輝く こども園
- 子どもたちの
- お もいやりの ころ
 - う きうき わくわくの ころ
- を大切に
- 「おひさま のように ほかほかの あったかい こども園

■ 取組み内容

<教育・保育>

草津市就学前教育・保育カリキュラムによる0～5歳児までの教育・保育の実施

- ①健康な身体づくり
 - ・リズム運動・チャレンジタイム
 - ・食育活動
- ②豊かに遊び込む力を育む
 - ・子どもが主体的に遊ぶ環境づくり
- ③様々な体験を通して豊かな感性を育てる
 - ・おはなし会 ・異年齢交流 ・クッキング
- ④関係機関との交流
- ⑤0～2歳児 育児担当制による保育

<子育て支援>

- ・園庭開放
- ・育児相談
- ・ちゅうりっぷ広場（親子ふれあい活動）

■ 定員数

平成30年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定 (教育認定)	-	-	-	20人	25人	25人	70人
2,3号認定 (保育認定)	49人			81人			130人
計	200人						200人

■ 主な年間行事（予定）

月	内容
4月	・入園式 ・始業式（1学期はじまりの会） ・家庭訪問・クラス懇談会
5月	・おひさま広場 (季節を感じるお楽しみ会) ・あったか広場 (かけがえのない命と心について)
6月	・交通安全教室 ・内科検診 歯科検診 ・シルエット鑑賞・プール遊び
7月	・保育参観 ・保護者会総会・人権同和教育研修会 ・親子フォーラム
8月	・終業式（1学期終わりの会）
9月	・始業式（2学期はじまりの会） ・祖父母参観
10月	・おひさま広場 ・あったか広場 ・運動会 ・交通安全教室
11月	・いも堀り ・バス遠足 ・てあとあしあと展（作品展） ・保育参観 ・人権同和教育研修会
12月	・終業式（2学期終わりの会）
1月	・始業式（3学期はじまりの会） ・おひさま広場 ・あったか広場
2月	・保育参観（発表会） ・お別れのつどい ・修了証書授与式
3月	・修了式（1年の終わりの会）
定例行事	誕生会、避難・防犯訓練、身体測定 おはなし会、保育参加、個別懇談会

■ 給食について

1号認定（教育認定）、2、3号認定（保育認定）、ともに給食（自園調理）を提供します。

こども園の一日

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
7:15 早朝保育開始 『あさのじかん』 一人ひとりのペースで生活リズムを整えていく時間			7:15 早朝保育開始 『あさのじかん』 一人ひとりのペースで生活リズムを整えていく時間		
8:30 登園 8:30～9:00			8:30 登園 8:30～8:45 自由選んで遊ぶ		
『つくしのじかん』 『すみれのじかん』 『たんぽぽのじかん』 一人ひとりのペースに合わせて、安心してゆったり過ごす時間 クラスを基本として安心して過ごす時間			『おひさまのじかん』 クラスを単位にした幼児教育の時間 ・自由選んで遊ぶ ・クラスでまとまって遊ぶ協力的な遊び ・異年齢交流の活動		
給食	給食	給食	給食	給食	給食
午睡	午睡	午睡	午睡	午睡	午睡
一人ひとりのペースに合わせた食卓・午睡			自由選んで遊ぶ場所		
13:45 おやつ 一人ひとりのペースに合わせて、安心してゆったり過ごす時間 クラスを基本として安心して過ごす時間			『あそびのじかん』 にじさん預り保育開始 おやつ 異年齢交流・コーナー遊び・戸外遊び にじさん預り保育終了 そらさん保育終了		
おやつ お迎えを待ちながら、ゆったりと過ごす 延長保育終了			『あそびのじかん』 にじさん預り保育開始 おやつ 異年齢交流・コーナー遊び・戸外遊び にじさん預り保育終了 そらさん保育終了		
18:15 おやつ お迎えを待ちながら、ゆったりと過ごす そらさん延長保育終了			『あそびのじかん』 にじさん預り保育開始 おやつ 異年齢交流・コーナー遊び・戸外遊び にじさん預り保育終了 そらさん保育終了		

「にじさん」⇒ 教育認定の子ども 「そらさん」⇒ 保育認定の子ども
『あさのじかん』⇒ 早朝保育の時間
『おひさまのじかん』⇒ にじさん、そらさん共通の時間
『あそびのじかん』⇒ にじさんの預り保育とそらさんの時間
『あそびのじかん』⇒ そらさんの延長保育の時間

■ 利用に際して

	1号認定（教育認定・3～5歳児） 教育標準時間認定	2号認定・3号認定（保育認定・0～5歳児） 保育標準時間認定、保育時間認定														
利用者負担額 (保育料)	幼稚園の利用者負担額と同額 ※所定にのじた負担を基本とし、園が定める水準を上回 りして高が認定します。	保育所の利用者負担額と同額 ※所定にのじた負担を基本とし、園が定める水準を上回して高が認定します。														
給食費	月額3,550円（主食代+副食代）	3歳児以上…月額730円 ※3歳児からは、給食費のうち副食費（おやつ代）が利用者負担額に含まれるため、 主食費（飯代）のみが費用となります。 ※2歳児までは、利用者負担額に給食費が含まれております。														
預かり保育料 延長保育料	●預かり保育 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:30～14:30 ※土曜日より振替休業中</td> <td>月10回まで 750円×回数</td> </tr> <tr> <td>14:30～16:30</td> <td>月10回まで 350円×回数</td> </tr> </tbody> </table> ※申請保育（預かり保育10分）は、就園前日より必 ず場合のみ利用可能です。	時間	料金	8:30～14:30 ※土曜日より振替休業中	月10回まで 750円×回数	14:30～16:30	月10回まで 350円×回数	●延長保育 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16:30～17:15</td> <td>10回以下：150円×回数 11回以上：2,000円</td> </tr> <tr> <td>17:15～18:15</td> <td>10回以下：150円×回数 11回以上：2,000円</td> </tr> <tr> <td>18:15～19:00</td> <td>10回以下：200円×回数 11回以上：2,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※保育時間認定において、早朝保育（7時15分から8時30分）は、就園前により 必要の場合のみ利用可能です。	時間	料金	16:30～17:15	10回以下：150円×回数 11回以上：2,000円	17:15～18:15	10回以下：150円×回数 11回以上：2,000円	18:15～19:00	10回以下：200円×回数 11回以上：2,500円
時間	料金															
8:30～14:30 ※土曜日より振替休業中	月10回まで 750円×回数															
14:30～16:30	月10回まで 350円×回数															
時間	料金															
16:30～17:15	10回以下：150円×回数 11回以上：2,000円															
17:15～18:15	10回以下：150円×回数 11回以上：2,000円															
18:15～19:00	10回以下：200円×回数 11回以上：2,500円															
休園日	・土・日・祝日 ・学年始業日（4/1～4/8） ・夏季休業日（7/21～8/25） ・冬季休業日（12/24～1/6） ・学年末休業日（3/25～3/31）	・日・祝日 ・年末年始（12/29～1/3）														

※その他、必要な費用として用品代や諸費等の徴収があります。詳細は、園へお問い合わせください。

体系的な生涯学習システムの構築

編集 平成28・29年度 草津市社会教育委員会議
事務局：草津市教育委員会事務局生涯学習課
協力 (公財)草津市コミュニティ事業団、(特活)しがNPOセンター

草津市社会教育委員会議では16名の委員により、平成28年6月から「地域における豊かな学び」を実現するための施策について研究を進めてきた。約2年間に渡る研究の成果をまとめ、草津市として取り組むべき施策について提案する。

主題 まちづくりを通じた、課題解決力の向上と人材育成
その実現に向けた、体系的な生涯学習システムを構築

現状と課題

公民館が地域まちづくりセンターへ移行

(現状)

- ・市域・地域の人材が活用しきれていない。
- ・地域の講座や催しに参加する人が固定化している。
- ・幅広く学習講座が実施されているが、連携しあっていない。
- ・慣れない指定管理で余裕がなく、生涯学習への注力に不安。

(課題)

- ・新たな人材の発掘・育成と学んだことを実践できる環境が整っていない。
- ・「地域が豊かになる学び」の方向性が不明瞭。
(まちづくりに生涯学習が直結していない。)
- ・福祉、環境、防災等の講座はあるが系統だっていない。

提案 (仮称)「草津の未来を創るカレッジ」

みらくるカレッジ

- ◆本校の企画運営&地域校のサポート
社会教育委員、社会教育主事、ゆうネットくさつサポーターなど
 - ・既存事業を活用 (情報の集発信)
 - ・健幸都市くさつ (生涯現役社会への環境整備) を活用

本校 ★市域を対象

【地域における
学びの推進者を育成】

- 地域課題解決のための
学習メニューを提示
- 学科、コース選択で受講

地域校 ★地域(学区)を対象

【地域が主体的に
学べる機会を創出】

- 本校での学びをもとに
地域での学習活動を実施

★★
協
力
者

育
成
コ
ー
ス
ス

まち活入門学科 (入門科)

・地域の現状や歴史を学ぶ

地域力アップ学科 (本科)

・コミュニティビジネス等、地域経営を学ぶ

地域課題解決学科 (専科)

・福祉、環境、防災等で大学の知、企業の技術を活用

地域の特色を生かした

学びを展開

- 地域を知り、地域資源を再発見
地域の実情を調べ、分析
- 地域課題を解決するための学び
地域の福祉、防災、環境等の
実践的な学び
- 地域人材の活用等
地域人材の発展と育成

草津市教育委員会告示第6号

草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置要綱を廃止する要綱をここに制定する。

平成30年3月14日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

